

### 朝鮮及び台湾人の遺骨の送還について

#### 一、現在迄の経緯

人共戰前—昭和十八年朝鮮人、台湾人の徵兵令發布され、昭和十九年から徵兵が実施された。その徵集、給与、公報の発令遺骨の伝達等は道州の兵事部が担当していた。

2. 戰後占領期間中—東部軍復員部が右の業務を引き継ぎ更に二一、九に福岡世話課内に鮮台科が設けられ、再度引継がれた。

(1)

当時第三國人の死亡者に対する取扱いについては、一復第一二三一号（昭二二、七、三）「朝鮮、台湾、千島、樺太、南西諸島、小笠原諸島等現行政權の及ばない地にある者の復員留守兼務を就て通牒（達）」により復員局總裁名で次の要領により実施されていた。

イ鮮台等に本籍のある者で死亡者の留守担当者が内地に居住する場合は内地人同様に処理する。

ロ前号以外の者に就ては諸名簿を整備するに止め、死亡公報は發行しない。

（以上要旨）

(2) 遺骨遺留品の送還については、該司令部の許可のもとに在外地（大東亜戦域各地）のものは同地から復員する朝鮮、台湾人の職友により送還し在内地（外地から内地に奉送された遺骨を含む。）のものについては別紙第一の通り送還された。

(3) 遺骨遺留品の送付要領については

復第一四号（昭和二十六年十二月十日）で規定され、その骨子は左記のとおりである。

イ朝鮮、台湾に対しても実骨及び遺留品のみを送付する。  
ロ地復及び世話課は中央から示される時期迄に発送準備をなす。

ハ復員局は外務省を介し発送に關する連絡その他所要の措置をする。

ニ搭載地に於ける一時安置所及び船内の安置場所には左の基準により協力官公署において簡素を飾りつけを行う。

前臺台、同臺白布、燐台、ローソク、香炉、香、マツチの類、要すれば遺骨箱の下敷、張幕

本慰靈祭は日本政府（復員官公署）の主催を以てするものは行わない。若し、現地居留民等が主催実施を希望するときは、これを認可し、所要の援助を与える且つ、これに參列することができる。

ヘ遺留品名簿は別紙第二の様式により調製する。

ト遺骨箱、遺骨箱は縦横各一〇寸、高さ一一寸とし、白布にて覆い、正面中央に故人の名前を縦書きしその左に受取人氏名を夫々縦書きする。

チ棺包箱、遺骨箱はこれを縦横各三五寸、高さ五〇寸の木箱に収納する。

3. 平和条約発効後、今後は自主的立場から実施する要あり。

特に外地各地の遺骨収集が実施されているのに在内地の朝鮮台灣人遺骨を未送還に放置するは人道上、非難される虞があるので台灣については別紙第三、朝鮮、台灣については別紙第四のとおり外務省宛依頼中であつた。

## 二、現在迄の外務省の意向について

1. 朝鮮について、南北に分割されてゐる現況を考慮すると外交上特殊性があり、又必ずや葬祭料、弔慰金の問題が伴うので早急に解決することは困難である。

従つて在日朝鮮人の民間機關とは交渉することなく、政府刈政府の請合いとするのが適当である。

2. 台湾について、最近回答があつたので、出来るだけ丁重に送還いたしたい。外務省と在東京中華民國大使館との了解事項は別紙第五のとおりである。

別紙第一

朝鮮出身者遣骨送還數

時期	陸軍	海軍	計	備
將戰前公理	2433	2433		
一次還送 (22.2.3)	4523	4523		木口箱丸
二次還送 (22.2.3)	2699	2699		黃金丸
計	9655	9655		

台灣出身者遣骨送還數

時期	陸軍	海軍	計	備
一次還送 (22.2.2)	356 (58)	291 (3)	647 (61)	(4) 木口箱丸
計	356 (58)	291 (3)	647 (61)	